

広島県告示第五百十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十三年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

広島市、呉市、尾道市、三次市、庄原市、江田島市、神石郡神石高原町